**注記（事業別財務諸表：税関連交付金等事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①　事業の概要

地方税法の規定により発生する府税還付金等（以下「府税還付金等」という）のほか、同規定に基づく市町村交付金を計上しています。

　　　 ②　当該事業に関し説明すべき固有の事項

行政コスト計算書中、「負担金・補助金・交付金等」の主なものは、府税還付金等（9,869百万円）です。

　　　　　　 ・法人二税の確定減額に伴う中間納付分の還付

　　　　　　 ・更正減額に伴う過誤納金の還付